

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：森林管理局	No. 1
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	民有林直轄治山事業 （森林治水事業の実施（民有林野）） （地すべり防止に関する事業の実施（民有林野））		
事務・権限の概要	大規模な山地災害の復旧を図るため、国土保全上特に重要で、事業規模が著しく大きいなど都道府県による実施が困難な場合に、都道府県からの要請を踏まえ実施する森林治水事業及び地すべり防止に関する事業に関する事務。		
予算の状況 （単位：百万円）	13,897百万円（平成25年度予算計上額） （東北局2,731百万円、関東局2,606百万円、中部局2,965百万円、近中局2,227百万円、四国局2,144百万円、九州局1,225百万円）		
関係職員数	4,358の内数（平成25年4月1日現在）		
事務量（アウトプット）	実施地区数：28地区（15県）（平成25年度） （平成20年以降の最近5年間では、東日本大震災、平成23年台風第12号災害の復旧など、新規着手地区は全国で3箇所）		
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）において、森林治水事業の実施（民有林野）を地方移管と仕分け。 また、平成25年1月29日に全国知事会が発表した「平成25年度当初予算案における強靱な国土づくりに向けた取組について」の声明の中では、国において大規模災害に備えた防災・減災対策、社会基盤の老朽化対策に対して加速度的に取り組むことが望まれている。		
その他各方面の意見	自民党の政権公約において、「地方出先機関の広域災害対応力の一層の強化を図る」ことが記されている。		
平成21年工程表における見直しの内容	直轄事業の要件を明確化する。		
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出先機関改革の公開討議で、直轄事業の要件について「規模が著しく大きく（事業費総額おおむね50億円以上）高度な技術を要し、都道府県から要請のあった場合」と明示し、地方側も理解（平成22年5月）。 ・ 東日本大震災後、森林法施行規則を改正し直轄事業の要件を明確化（平成23年5月26日 農林水産省令33号）。 「被災県の知事から要請があり、かつ、当該県における保安施設事業の実施体制その他の地域の実情及び国の事務の遂行への支障の有無を勘案して、国が当該保安施設事業を行う必要があると判断したとき。」		
その他既往の政府方針等			
検討結果（事務・権限の区分）	既に必要な措置が取られている。		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">D</div>		
備考			